

第2回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年5月10日(水) 午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
		10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(1名)	9番 山本 壽孝 委員			
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第8号議案 非農地の現況証明について 第9号議案 農用地利用集積計画の決定について 第10号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 平成30年4月定例総会に附議した農地法第5条転用事件の確認事項について 第2号 農地転用現況確認状況について 第3号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第4号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 報告事項 第 1 号 平成 30 年 4 月定例総会に附議した農地法第 5 条転用事件の確認事項について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、平成 30 年度 第 2 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>議事録署名委員としてお二方指名させて頂きたいと云う風に思いますが、こちらの方で指名させて頂いてよろしゅうございますか？</p> <p>《全委員 異議なし》</p> <p>それではご異議無い様ですのでこちらから指名させて頂きます。1 番 中村 博委員、2 番 清水武敏委員両名の方、よろしくお願いを致します。</p> <p>そして、議案に入る前でございますけれども、4 月定例総会で 5 条転用の確認。そしてもう一つは、中間管理事業に絡む質問もございました。そう云った事の事務局からの答弁をさせて頂きたいと云う風に思います。それではお願い致します。</p> <p>報告事項第 1 号「平成 30 年 4 月定例総会に附議した農地法第 5 条転用事件の確認事項について」説明します。次のとおり、平成 30 年 4 月定例総会に附議した農地法第 5 条転用事件の確認事項について、その状況を報告するものです。</p> <p>（資料は資料 1）</p> <p>土地の所在と面積は、はわい長瀬——、地目は畑、323 m²。事業計画は住宅用地で、一般個人住宅 1 棟と倉庫 1 棟でありました。</p> <p>まず、初めにお断りをさせて頂きます。別添の資料 1 をご覧頂けますでしょうか？</p> <p>4 月総会では、本転用事件の農地区分を第 1 種農地としておりましたが、鳥取県農業会議の森井参与と協議をしたところ、農地区分が第 3 種農地に採れるのではないかとの指摘がありまして、改めて確認したところ、資料 1 の 1 頁と 2 頁のとおり、上水道と公共下水道の管が埋設された道路沿道の区域で、申請地から周囲 500m の範囲内に「はわい郵便局」と「東郷湖羽合臨海公園」が在ることから、第 3 種農地と判断致しました。鳥取県への意見書も第 3 種農地に変更して進達しておりますので、ご報告させて頂きます。</p>

	議長	<p>議案書に戻って頂きまして、本題の確認事項は、雨水排水の地下浸透方式による処理についてであります。計画されている雨水浸透柵の規格についての技術的根拠が、申請書には明示されていませんでしたので、申請者へ確認したところ、資料の提出がありましたので、報告します。</p> <p>ご覧頂いています議案書の頁に確認事項として記載しておりますが、雨水浸透柵の規格についての技術的根拠は、社団法人 雨水貯留浸透技術協会が作成の、雨水浸透施設技術指針案に基づき決定しているものです。</p> <p>別添の資料1の、3頁目をご覧頂けますでしょうか？こちらは先月ご覧頂きました雨水排水処理の計画図ですが、No.1～No.6までの6個の「雨水柵」は、それぞれ浸透柵となっておりまして、管路末端に600mmの雨水浸透柵が配置されています。</p> <p>頁をめくって頂き4頁は、提出された雨水浸透柵のサイズの選定理由。それから参考として浸透柵の設置イメージ図を載せております。5頁目が雨水浸透柵のサイズと設置個数の決定にあたっての計算根拠資料です。下側の表の赤枠の所が転用計画で適用している計算根拠の該当箇所です。表の左側「対策雨水量」ですけれども、対策降雨強度を時間雨量20mm、屋根の面積120㎡を対策面積として計算した対策雨水量Q1の値は2.16となります。表右側の「4.設計浸透量」の所ですけれども、浸透柵のサイズを350として、これを6個設置すれば、「設計浸透量」Q2の値は2.316となりまして、「対策雨水量」Q1の2.16を上回ります。従って、雨水処理計画は必要条件を満たしているものであります。なお、4頁目に記載されていますけれども、ゲリラ豪雨等を加味して管路末端に600mmの柵が設置されます。と云う事で6頁は雨水浸透柵の構造図、7頁は管路末端の溜柵の構造図です。</p> <p>以上のことから、この度の農地転用事業における雨水排水処理については、技術指針の条件を満たす雨水処理の計画がなされているものであり、且つゲリラ豪雨も考慮した、技術指針を上回る雨水排水計画であることを確認致しました。</p> <p>5条転用事件に関する確認事項は以上ですが、4月総会の農用地利用集積計画の審議におきまして、農地中間管理事業関連の個々の出し手に対する支援である、耕作者集積協力金についての質問がありました。先月はお答え出来る手持ちの材料がありませんでしたので、回答を保留しておりましたが、これについての報告を続けてよろしいでしょうか？</p> <p>はいどうぞ。</p>
--	----	---

	事務局	<p>では、資料 1、8 頁目をお開きください。こちらは農林水産省が出しています中間管理事業の機構集積協力金関係の説明資料です。先月の総会で、農地の出し手に対する支援は今もありますか？と云う質問がありましたが、中段の (2)「個々の出し手に対する支援」をご覧頂きますと、現在も継続しているものであります。</p> <p>湯梨浜町内で対象となる可能性の高い支援は、右下の「耕作者集積協力金」ですが、条件はこれまで同様に、機構に農地を 10 年以上貸し付けた個々の出し手の内、交付対象者は「機構の借り受け農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則 2 筆以上の農地の機構への貸し付けに協力した農業者」です。金額につきましては平成 29 年度の鳥取県暫定単価で当たり 5,000 円です。資料 9 頁以降は、機構への農地の出し手等に対する支援のその他の種類、10 頁～12 頁は鳥取県の機構集積協力金の交付方法に係る指針を参考に付けておりますので、後ほど目を通して頂ければと思います。</p> <p>また、湯梨浜町の農地の受け手に対する支援は、13 頁の「湯梨浜町中核的担い手農家育成奨励金交付要綱」で行われているものでありますけども、3 年以上の権利設定を行った認定農業者等で、奨励金の額は 14 頁の表をご覧願います。何れの支援も産業振興課の方で所管しているものであります。かいつまんでではございますけども、以上で報告を終わらせて頂きます。</p>
	議長	<p>一括して説明をしてもらいました。まず一つ、二つと説明してもらいましたが、雨水排水の件。それから担い手、奨励金、交付金の制度の件。どちらも報告事項でございますので、ご質問お尋ねがございましたら、挙手をして頂いて発言ください。どなたかございますか？はいどうぞ。中村委員どうぞ。</p>
	中村委員	<p>今この 14 頁にある、役場からの奨励金についてですね。田んぼの貸し借りの中で、借りる方で町外の方でも、そんなので受けられるんですかね？</p>
	事務局	<p>はい。町外の方、基本的に今、中間管理事業を使つての貸し出し、配分で概ねやって頂いておるんですけどね。受け手が町外の方について幾らか。ごめんなさい、それは申し訳ない。情報があれなんですけども。</p>
	中村委員	<p>結構荒れた田んぼをね、作ってもらえないかと云う事で、無理な願いをすると云う事もあるのでね。もし、遊休農地という格好でね、処理出来たら幾らか負担してあげることにはできるのかなと思つての相談です。</p>

	事務局 議長 事務局	<p>はい。よろしいですか？</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>14 頁の表の中で、集積協力金の 10 アール当たりの奨励金、表の中の、文章が書いてあるんですけども。町外の認定農業者、新規就農者に対しても権利設定年数 1 年につき 1,000 円と云う事で。町内の方と比べたら半分になるんですけども。一応奨励金は設定がありますので、該当になる部分があれば、それで奨励金はもらえると云う事になります。これが、言ってみれば町外の方が平成 26 年から入って来て頂くような格好になりました時に、ちょっと見直しを掛けて、町外の方でも支援が出来るようにと云う事で、変更がなされているものであります。</p>
	議長	<p>今、二つやり取りしているんですけども。ちょっと後先になりますけども。今、支援の方のお話が進んでおりますので、そちらの方の的を絞っていきましょうか。で、雨水柵の方はまた後で審議したいと思います。ちょっと順序は逆になりますけども。</p> <p>まずですね、皆さんに資料が分かり易いように。まず、出し手に対する支援は、湯梨浜町内、本町はどのくらい件数があるのか？それから今の、中村委員の質問なんだけども。この集積奨励金は、どのくらいの該当があるのか？今の実態。その辺あたりからちょっと、分からんかな？ただ交付要綱だけじゃなく、実態はどうなのか？</p>
	事務局	<p>ごめんなさい。実態の方は産業振興課の方に照会を掛けていないものですから、ちょっと分からないんですけども。</p>
	議長	<p>このあいだの、先回の質問においては、出し手に対する質問でなかったかと云う風に思うんですけども。その辺はもうちょっと詳しくお願いします。</p>
	事務局	<p>別添資料 1 の 8 頁。赤い線を引いたりしておるものが 8 頁なんですけども。これは農林水産省が出している、大本の事業名。機構集積協力金と云う支援の事業ですけれども。先ほどもお話ししましたけども、ここの出し手ですね。出し手に対する支援と云うのが現在もございます。制度が出来た当初は 1 反当り 20,000 円と云う事になっておりましたけれども。現在、平成 29 年度現在の鳥取県の暫定単価と云う事で 1 反当り 5,000 円と云う風な金額でなっております。制度は今でもあるんですけども。基本的に、まず条件、大前提として、機構に農地を 10 年以上貸し付けた出し手の方が、まずは対象になるんですけども。その内で、機構の借り受け農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす、原則 2 筆以上の農地の機構への貸し付けに協力した農業者と</p>

	<p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>云う事になりまして。これは毎月毎月利用集積計画、或いは利用配分計画と云う様な事で、農業委員会の方でも審議頂いていますけども。それ、決定されたものに基づいて、産業振興課の方で対象になる場所、ならない場所、と云うのを確認をしたうえでですね、交付対象になるようであれば協力金が支払われると云う様な形であります。ですので、必ずしも10年以上貸し付けたら、全部対象になってお金が貰えると云うものではなくて、当然に、担い手農家に集積をして行くことが出来た農地についてが対象になると云う事になって来るので。必ずしも支援の対象になる、或いはならないと云うことが出て来るものであります。</p> <p>何れにしましても、こう云った出し手に対しての支援と云うのは、継続して行われていると云うところがポイントになりますね。</p> <p>しかし、湯梨浜ではこう云う実態は無いだろう。あるか？</p> <p>場所場所に依じて、ある所もあります。結局、大規模にやったださっている担い手さんの面積が、段々に増えて来ておりますので。自動的に隣接する可能性も高くなって参ります。要するに、今借りてるんだけども、そのすぐ隣を、また、出し手の方が10年以上貸し出しますよと云う事で。その隣をやっていた人が、じゃあそこ引き受けますわ。と云う事になったら、それは対象になりますものですから。だから逆に言えば、10年以上貸し付けさえすれば、可能性が高くなると云う事ですよね。いっぱい作ったださっているの。</p> <p>はい。ここまででお尋ねはありますか？分かり難いんだ。私はそもそも出し手への支援交付と云うのは、これは都市型の農業の分でないのかなと云う風に、前々から思ってたんです。都市近郊型の。だからああ云った所が農地の出回りが少ないと云う風な事で、そう云った所から政策があると云う風に思ってたんだけども。この辺りでもあるんだね。</p> <p>制度は一律です。</p> <p>制度は一律。</p> <p>会長がおっしゃられたように都市型。と云うよりは、それこそ一人親方の意識が強すぎて、人には貸してやらんと云う様なんで、なかなか担い手に集積が進まない様な場所に対しての、もっと預けてくださいなと云うのを奨励するための制度ですので。なんて云うんですかね。小規模な農家さんが、一生懸命自分ちのを作っておられるのは、それはそれで頑張ってもらって良いんだけども、出来るだけ沢山作っている人に預けて頂いて、水稻耕作のコスト自体を下げて、産業とし</p>
--	---	--

	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p>	<p>て成り立つ様な方向に持って行きたいと云うのが、国の狙いでございまして。なかなかね、農地を人に預けると云うのは、湯梨浜町内、特に羽合の田んぼとかは、ずいぶん気持ちが変わって来たので、貸付とかと云うのも気持ちの敷居が低いとは思いますが。農業どころ。それぞれが一生懸命大事に作っておられた所と云うのは、人に貸したくないと云う気持ちの方が強い所が、多分にまだまだあると思うんです。で、そう云った所がまあ、ターゲットであると、そう云う制度になっております。</p> <p>はい。この件については、まあ、きりがありませんので、この辺りで締めたと思いますけども。えーっと、質問者の河井さん。どうです、お分かりになりましたか？</p> <p>この件で、何か聞き難いし、分からない点があるんだけど。聞いたのはね、結局中間管理機構に出した場合、それが出るとか？一般に出した場合、中間管理に出した場合、出るとか云うのを聞いたと思うんです。それに対して、こう回答が出てるけど、ちょっと読み難いし、分かり難いなどと思って。経営転換協力金って、誰かが「もう自分は百姓を引退するんだ」って中間管理機構に出したら、30万、50万、70万、こう書いてあります。その金額がどう云う具合になっているかと聞いたと思うんです。意味わかるかな？一般に出したら出ないし、中間管理機構に出したらもらえると。これはおかしいでないかと云う話で、どう云う事になっているかと聞いたと思うんです。</p> <p>いわゆる白紙委任だな。全権委任と云う事で、そう云った姿勢を持てる人だけが、やっぱりその交付対象になる。あまり少ないと思うけど、湯梨浜には。そう云った人は。</p> <p>よろしいですか？</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>経営転換協力金と云うのは、自分が経営していた農地を概ね全部預けて、中間管理機構に預けて、自分は農業はもうやりませんよと云う、そう云う事です。で、経営していた農地を全部となると、平場の田んぼしか経営していない人であれば出来るんですけども。大概、山とか持っておられて、山畑とか。そう云う所も含めて貸し出すと云うのは、現実的じゃないので。湯梨浜町ではちょっと、合致できる人と云うのは極々少数ではなかろうかと云うものでございます。</p> <p>良いかな？</p> <p>どうぞ。</p>
--	---	---

<p>4 議事 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>山本正義推進委員 事務局 議長 事務局</p>	<p>今のをちょっと聞いていけば、羽合の方で。舎人なんかで出した場合はどうなんだろう？結局田んぼが段々荒れちゃつうので、そう云ったのでも機構に出して。もらえるかな？</p> <p>機構にまず 10 年以上貸し付けをすると云う事ですけども、湯梨浜町の場合はね、引き受け手があって初めて、じゃあ中間管理事業に乗っけようか。と云うやり方をしております。のべつ幕なし、それで中間管理機構に預けると云うのは可能なんですけれども、引き受け手が 3 年経っても無かったら、出し手にお返ししますと云う事で、帰って来ちゃう訳ですよ。で、なお且つ此処の耕作者集積協力金と云うのは、「借受農地に隣接する農地」と云う事で、借り受け。「現に耕作者がありますよ。引き受け手がありますよ。」と云う農地の隣。と云うのがそもそも対象になる。ですので、借手の無い農地をいくら機構に貸し出しても、お金を貰えるような、協力金をもらえる様な対象にはならないと云う事になってしまいます。</p> <p>もちろん、仮に谷間の田んぼであっても、耕作者があって一生懸命やっていると云う事で。頑張っておられる所の隣を出しますよ。と云う事であれば対象にはなるんですけども。ちょっと今の段階ではね。難しいと云う話になります。</p> <p>じゃあ、まあ、この制度があるんだけども、なかなか本町については該当する方が少ないよと云う事で、返して頂いて。この辺で締めさせて頂いてよろしいですか？この件は。</p> <p>それでは今度は、雨水柵の件、お尋ねがございましたらどうぞ。よろしいですか？無い様でございましてので進行させていただきます。</p> <p>それでは議案に入ります。それでは議案第 6 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は宮内●●、譲渡人は 北福●●、土地の所在大字北福——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 385 m²、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 983 アールです。</p> <p>番号 2 譲受人は 倉吉市●●、譲渡人は長江●●、土地の所在大字長江——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 1,180 m²で、売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積</p>
--	---	---

<p>議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 河井推進委員 議長 河井推進委員 事務局 河井推進委員 事務局 議長 事務局</p>	<p>は 3,751 アールです。</p> <p>番号 1 と番号 2 の何れも、譲渡人が農地の処分を希望していたところ、それぞれ、引き受け手と話がまとまったものでございます。以上、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？</p> <p>それなら、同じ質問で悪いですけど。</p> <p>河井推進委員どうぞ。</p> <p>2 番目の売買ですけど、大体どれ位だったですか？</p> <p>申請書にはですね、総額 30 万。総額。1,180 m²、ほぼ 1 反当りみたいな。頼まれて仕方なしで買われた様な。</p> <p>良く知っている人なのでね。</p> <p>欲しくて買われた分ではないですので、そこはね。</p> <p>はい。と云う事でございます。その他にお尋ねはございますか？無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成して頂きましたので、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 7 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請」について審議を致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁と別添資料 2 の 1 頁から 10 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 はわい長瀬—— と、議案には書いておりませんが、同じく はわい</p>
---	--	--

長瀬——、現況地目はそれぞれ 畑、転用面積は 505 m²、詳しく申し上げますと、はわい長瀬——が 125 m²、はわい長瀬——が 380 m²です。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、建売住宅 2 棟、建築面積は 107.89 m²、譲受人 鳥取市 有限会社●●、譲渡人（はわい長瀬——所有者）大字 橋津●●、それから（はわい長瀬——所有者）、■●「相続人」はわい長瀬▲▲と はわい長瀬▲▲、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地、区分決定根拠は 管理設道路沿道の区域 です。許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。

事業内容は、一般個人住宅 2 棟、建築面積は 1 号棟が 52.17 m²で用地の面積は 202 m²、2 号棟の建築面積は 55.72 m²で用地の面積は 193 m²、それから 2 号棟進入路が 110 m²でアスファルト舗装するものであります。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書が添付されております。隣接耕作者はありません。

頁をめくって頂き 4-1 頁が航空写真による位置図です。別添資料 2 の 1 頁目が現地写真です。頁をめくって頂き、2 頁目が農地区分決定の資料、3 頁目が上水道と公共下水道の管路図、4 頁目が公図、5 頁目が土地利用計画図です。

宅地が 202 m²の 1 号地と 193 m²の 2 号地の 2 区画、それから 2 号地への進入路 110 m²の計画となっています。ちなみに土地利用計画は、現状の筆の区画とは一致していません。用地は 2 筆を合筆したうえで、整備後の区画形状に合わせて分筆が行われます。

6 頁目が 1 号棟、町道側区画の建物平面図と立面図で、赤色の下水道排水と青色の雨水排水の計画が図示してあります。7 頁目が 2 号棟、進入路奥側区画の建物平面図と立面図で、赤色が下水道排水、青色が雨水排水の計画です。8 頁目が雨水排水の浸透柵構造図で、9 頁と 10 頁目がそれぞれ 1 号、2 号の雨水浸透算定の根拠資料です。

申請者は近年湯梨浜町と倉吉市内で手掛けた建売住宅等が好調であることから、新たな候補地を検討していたところで、今回の申請地を選定したものです。

雨水排水の処理についてですが、別添資料 2 の 7 頁と 8 頁にそれぞれ青色で図示してありますが、雨水浸透柵がそれぞれ 3 個あって相互に管で接続する計画です。9 頁と 10 頁目に雨水浸透の算定根拠を添付していますが、9 頁目をご覧くださいませでしょうか？

1号棟、道路辺りの区画の雨水浸透算定表ですけれども、1の「対策雨水量」の算定のI「対策降水強度」のところ、豪雨を想定した時間雨量90mmで算定してあります。下側、4の「設計浸透量」の算定と、5の「設計浸透量」と「対策雨水量」の比較をご覧頂きますと、浸透柵の設置個数を3個とすれば、対策雨水量を上回ることとなり、計画されている雨水排水処理は、雨水浸透施設技術指針の基準を満たすものであります。10頁目が同様に奥側の区画の2号棟の算定であります。

本申請の転用計画については、以上のことから、雨水排水の地下浸透処理の計画は妥当であり、雨水による周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

議案書に戻って頂きまして。

(資料は4-2頁と別添資料2の11頁から29頁)

番号2 土地の所在 はわい長瀬—— と、議案書には外2筆と纏めていますけれども、他2筆は、同じく はわい長瀬——、同じく はわい長瀬—— の3筆で、現況地目 畑、転用面積は777㎡です。詳しく申し上げますと、はわい長瀬—— が502㎡、はわい長瀬—— が117㎡、はわい長瀬—— が158㎡です。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、建売住宅4棟、建築面積は220.50㎡です。譲受人 倉吉市 株式会社●●、譲渡人 はわい長瀬●●、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は第3種農地、区分決定根拠は 駅・役場等から300m以内です。許可根拠規定は 第3種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。

事業内容は、一般個人住宅4棟建築面積は55.25㎡が2棟で157.93㎡の区画と158.18㎡の区画、それから建築面積54.00㎡が1棟で158.26㎡の区画、建築面積56.00㎡が1棟で158.08㎡の区画、両側溝付道路、幅員6mがございます。

住宅4区画と道路を整備する全体の事業用地は、農地転用に係る面積777㎡の他、雑種地の はわい長瀬—— の130㎡を含めて、面積合計907㎡です。

農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書が添付されております。隣接耕作者はありません。

	<p>議長</p> <p>谷岡委員</p>	<p>頁をめくって頂き 4-2 頁が航空写真による位置図です。赤く縁取っている所の 3 筆が転用申請に係る場所で、その右側に黒っぽく斜線を入れている場所が雑種地部分です。</p> <p>別添資料 2 の 11 頁と 12 頁が現地写真です。頁をめくって頂き、13 頁目が農地区分決定の資料、14 頁目が公図、15 頁が現況平面図、16 頁が計画平面図、17 頁が土地利用計画図です。18 頁が新設道路の縦断図。</p> <p>左側が南のアロハホール側、右側が北の役場の方側と云う事になります。傾斜は北側、役場の方側に向かって下がっていると云うものでございます。</p> <p>19 頁と 20 頁がそれぞれ宅地造成の横断図、21 頁がアロハホール側から水路を渡る進入路の計画図です。ですので、アロハホール側から北側の集落の中の道路まで、ずっと抜ける道路を作ると云う計画と云う事になっております。</p> <p>22 頁から 29 頁までが、それぞれ区画の 1 から 4 までの建物平面図と立面図でございます。</p> <p>申請者は、はわい長瀬地内で建売分譲地を探していたところ、今回の申請地を適地として選定したものです。本申請の転用計画については、汚水は公共下水道へ接続し、雨水排水は新設道路の側溝へ排出し、北側の既設道路側へ排出されるため、雨水による申請地南側の水路への土砂流出の恐れはありません。また、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>と云うことで、以上、番号 1、番号 2 とも、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい、ご苦労様でした。ちょっと資料が見難いな。私だけかな、見難いのは。はい、それでは説明が終わりましたので、本案件につきましては現地に出向いて確認を行っております。代表致しまして、谷岡委員報告をお願い致します。</p> <p>それでは報告します。本日午後 1 時に、長谷川会長、蔵本職務代理、中村委員、河井推進委員、事務局 2 名、私とで計 7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>初めに、番号 1 のはわい長瀬—— ですが、現地の状況は、羽合砂丘の畑の東すみにあたるところで、東側は雑種地、北側は宅地、南側は不作付けの農地に隣接しています。申請地は写真でも分かります様に耕作されていませんでした。転用計画は、2 軒の建売住宅の建設という事ですが、先ほどの事務局の説明に有りましたように、雨水は地下浸透と云う説明をされました。砂地</p>
--	-----------------------	--

<p>議案第 8 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長 横川委員 議長 事務局 横川委員 議長</p>	<p>なので、雨による周辺への土砂の流出の恐れはないと考えます。周りの農地への日照の支障も無い様ですので、申請地が民家の隣であることを考えれば、この転用計画を認めることについて問題は無いと考えます。</p> <p>続いて番号 2 のはわい長瀬—— ですけども、現在は写真でも分かります様に隣接する農地はありません。雨水排水も、事務局の説明にありましたように、道路側溝で北側へ流れる計画のため、南側にある水路へは土砂の流出はありません。そう云ったことから、番号 2 につきましては、建売住宅の転用申請を認めることについて問題ないと考えます。以上です。</p> <p>ご苦労様です。それでは説明並びに報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？はい、横川委員、どうぞ発言してください。</p> <p>5 番横川です。資料 2 の 11 を見て頂けますでしょうか？そこの右側の上の図ですね。この赤い筆の所に、手前の方ですね。右上の写真です。もう既にアスファルト舗装がしてあるんですけど。これは元々こう云う風になっていたのでしょうか？</p> <p>はい、説明をお願いします。</p> <p>はい。元々なっていたと云うか。あの界限は漸進的に建売住宅が、どんどんどんどん増えてきたと云うことがあります。この度の申請地の北側は、ずっと前から住宅造成の計画があって、家の接続道路として整備をされていたもので、以前からアスファルト舗装が出来ていたものであります。</p> <p>はい分かりました。ありがとうございます。</p> <p>はい、その他にございませんか？</p> <p>ございませんか？それでは採決を行います。議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、採決を行います。申請どおり認めることに、ご異議なしと認める方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、全員の方でございますので、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり当委員会では認めることとし、鳥取県知事の方へ進達を致します。</p> <p>続きまして進行致します。議案第 8 号「非農地の現況証明について」をお諮り致します。それでは説明をお願いします。</p>
---------------------------------	--	--

	事務局	<p>議案第 8 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁と別添資料 2 の 30 頁)</p> <p>番号 1 申請人 米子市●●、土地の所在 大字 上浅津——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 70 m²。昭和 40 年代に、父の代で耕作を止め、現在に至るものです。</p> <p>頁をめくって頂き、5-1 が航空写真による位置図です。運転免許センターと池辺りの県道との間の土地でございます。現地の写真は、お手元に配布しています別添の資料 2、30 頁の右側の写真でございます。</p> <p>(資料は 5-2 頁と別添資料 2 の 30 頁)</p> <p>番号 2 申請人 宇谷●●、土地の所在 大字 宇谷——、地目 台帳 畑、現況 原野、面積 408 m²。先代が所有していた時代に耕作を止め、20 年以上放置され原野化しているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、5-2 が航空写真による位置図です。写真下側の左右に伸びている道が国道 9 号で、左側の縦の道が 9 号線の点滅信号の所から海に向かう道でございます。現地写真は別添資料 2 の 30 頁左側であります。</p> <p>(資料は 5-3 頁と別添資料 2 の 31, 32 頁)</p> <p>番号 3 申請人 白石●●、土地の所在 大字 白石——、地目 台帳 田、現況 宅地、面積 716 m²。平成 9 年頃に農業用倉庫・車庫を建築し、現在に至るものです。</p> <p>頁をめくって頂き、5-3 が航空写真による位置図で、現地写真は別添資料 2 の最後 2 頁、31 頁と 32 頁であります。以上であります。</p>
	議長	<p>はい。説明が終わりましたので、それでは、これも現地に出向いて確認を行っております。谷岡委員の方から、報告をお願い致します。</p>
	谷岡委員	<p>報告します。まず、番号 1 の上浅津の現地は、運転免許センターの東隣で、長いこと手が掛けられておらず、写真でも分かる様に、周りの土地も同じ様に草に覆われていました。面積が 70 m²と狭くて、周囲の状況から、仮に農地へ復元できたとしても継続して耕作して行くことは困難だと思われれます。そうしたことから、非農地として認めることはやむを得ないと思われれます。</p> <p>続きまして番号 2 の宇谷の土地ですが、南側と西側には家が建ってまして、東側は丘の斜面</p>

<p>5 報告事項 報告事項 第 2 号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は別添資料 3)</p> <p>農用地利用配分計画書の案はお手元の「資料 3」の 2 頁目をご覧ください。</p> <p>番号 1 と番号 2 これが、権利の設定を受けるものは、田後 株式会社●●、権利を設定する農地は一覧表に記載の 8 筆で、番号 1 の契約期間が 9 年 7 か月のものが 2 筆、合計面積は 2,346 m²。番号 2 の契約期間が 4 年 7 か月で 6 筆、合計面積は 2,432 m²です。権利の種類は、それぞれ使用貸借で、水稻栽培です。</p> <p>番号 3 権利の設定を受けるものは、鳥取市 株式会社●●、権利を設定する農地は一覧表に記載の土地で、面積は 1,159 m²、契約期間は 5 年 7 か月です。権利の種類は、賃貸借で反当 2,000 円。枝豆栽培であります。</p> <p>番号 4 権利の設定を受けるものは、北栄町 株式会社●●、権利を設定する農地は一覧表に記載の土地で、面積は 2,979 m²。契約期間は 2 年 7 か月です。権利の種類は、賃貸借で反当 5,000 円。水稻栽培です。以上であります。</p> <p>はい。今説明が終わりましたので、それでは質疑を行います。皆さん、質疑はございますか？はい、ございませんね？無い様でしたら採決を行います。議案第 10 号「農用地利用配分計画の策定」につきまして、原案どおり認めることにご異議の無い方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 10 号は原案どおり認めることと致します。</p> <p>暫く休憩します。</p> <p>(山上委員 着席)</p> <p>審議を続行致します。議事が異常で終結致しました。</p> <p>それでは報告事項をお願いします。</p> <p>報告事項第 2 号「農地転用現況確認状況について」説明します。次のとおり、農地転用現況確認願が提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号 1 転用者(届出人) 野花●●、土地の表示 大字 長和田——、地目は畑、面積 500 m²、転用目的は一般個人住宅、許可指令年月日及び番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は平成 30 年 4 月 11 日、調査結果は 4 月 10 日基礎工事完了です。</p>
---	----------------------	--

<p>報告事項 第 3 号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>番号 2 転用者 田後●●と▲▲、土地の表示 大字 田畑——、地目は畑、面積 491 m²、転用目的は一般個人住宅、許可指令年月日及び番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は平成 30 年 4 月 13 日、調査結果は 4 月 13 日基礎工事完了です。以上であります。</p> <p>はい。何れの報告事項につきましても必要書類、完備しております。事務局長専決で処理しておりますので、ご報告を致します。念のためお尋ねがございましたらどうぞ。よろしいですか？</p> <p>はい。それでは続いてお願いします。</p> <p>報告事項第 3 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 9-1 頁から 9-3 頁)</p> <p>番号 1 届出人 倉吉市 ●●有限会社、土地の所在 大字 久見——、地目は台帳 田、現況 畑、面積 1,316 m²の内 450 m²であります。附記の方ですけれども、工事の所管課は、鳥取県中部総合事務所県土整備局 河川砂防課。工事名は、東郷川単県維持修繕工事。転用目的は、工事資材置き場で、土砂の仮置き場、材料の置場、仮設トイレです。工期は、平成 30 年 4 月 9 日～8 月 7 日までで、農地復元のための期間を含みます。</p> <p>次の頁、9-1 頁が航空写真による位置図、9-2 頁が工事場所と借地箇所の位置図でございます。それから 9-3 頁が仮設配置図です。以上でございます。</p> <p>報告事項第 3 号につきましては、公共事業の施行に伴う。河川の改修工事でございます。これも報告事項でございますので、ご承認を頂くと云う事になりますけれども、もしお尋ねがございましたらどうぞ。はい、それでは進行します。</p> <p>続きまして、報告事項第 4 号。お願いを致します。</p>
<p>報告事項 第 4 号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>報告事項第 4 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 16 号に規定する中継施設等を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 10-1 頁から 10-5 頁)</p> <p>番号 1 届出人 広島市 ●●株式会社。土地の所在 大字 上浅津——、地目は台帳・現況とも畑、面積 401 m²の内 14.5 m²。事業概要等は附記のとおりで、中継施設を新設するものです。工期は平成 30 年 6 月 1 日～7 月 31 日まで。権利設定は賃貸借であります。</p>

<p>6 その他</p>	<p>議長</p> <p>事務局 議長</p> <p>事務局</p>	<p>頁をめくって頂きまして、10-1 頁が航空写真による位置図。丁度、田後の方から浅津へ向かって来る道、分かれ道の別れた所ですけれども。10-2 頁が届出書に添付の位置図。10-3 頁が敷地平面図で土地利用計画図。10-4 頁が中継施設の配置図。10-5 頁が立面図であります。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様です。第 4 号につきましては、中継施設等の設置に伴う農地転用の届け出でございます。届け出で済むと云う様な事でございますので、これを報告事項として終了させていただきます。お尋ねはございますか？無い様でございますので、進行させていただきます。以上で報告事項を終わります。</p> <p>続きまして、その他に入ります。その前に何かありますか？事務局から。</p> <p>いや。その他で大丈夫です。</p> <p>6 月の定例総会でございます。この事につきまして、ご審議をお願い致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>○6 月定例総会</p> <p>6 月 8 日（金）午後 3 時 00 分より</p> <p>○ 湯梨浜町都市計画審議委員会委員の推薦について</p> <p>山下 昇 委員を推薦することに決定</p> <p>○ 「平成 29 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）と「平成 30 年度目標及びその達成に向けた活動計画」（案）について</p> <p>○ B 分類の非農地認定について</p> <p>○ 農地パトロールの日程変更について</p> <p>変更後：7 月 26 日（木）</p> <p>以上をもちまして、総会を終了します。</p> <p style="text-align: center;">（閉会 午後 5 時 26 分）</p>
<p>7 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、総会を終了します。</p> <p style="text-align: center;">（閉会 午後 5 時 26 分）</p>